答 弁 第 一 四 七 号昭和二十五年十二月八日受領

(質問の

一四七)

内閣衆質第一四七号

昭和二十五年十二月八日

内 閣総 理大臣 吉 田 茂

衆 議 院 議 長 鸺 原 喜 重 郎 殿

衆議院議員横田甚太郎君提出警察予備隊員の解雇に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議 院議! 員橫田甚太郎君 提出警察予備 隊 員  $\widehat{\mathcal{O}}$ 解雇 に関する質問 に対する答 弁 書

隊 員で退職を余儀なくされたものは、 主として入隊 後勤 務成績の 不良なも *О*, 又は病気のため隊

員としての任務は堪えない者等であるが、 その正確な人員は、 目下調査中で不明である。

三 兀 五. 隊員は、 すべて所要の身体検査を経たのであるが、 短期間に多数の応募者について検査を実

施 した関係上、 十分な手段をとり得なか つた事 情があり、 特にこれは、 結核性疾患についてその憾みが

あつたので入隊後全員につき更に精密な検査を行つた。 その結果、 結核患者として若干の 込退職者な を出

たが、 すでに全般的 に適切な予防処置 も実施し、 今後、 も健 康管理 0) 遺憾なきを期してお b, 又隊 員 の栄

養に 0 ١ ر てもその 任 務遂行に十分堪えうるだけの給食を行つているので、 今後疾病により 退 職 する者

は、極めて例外的な少数に止まるものと思われる。

六 幹 部 の任命が未だ進捗 中で過渡的段階にあるため、 進駐軍 *(*) 顧問 の下に一般隊員中 から選ばれた仮幹

部によつて、 警察官として必要な訓練を実施している。 この訓練をうけるのは七万五千人の制服警察官

である。

七 前記の結核退職者については、改めて警察予備隊の医師、 又はその指定する医師二名による診断の結

果活動性結核でないことが判明したときは、即時帰隊させる。なお、これ等の者の当面の処置について

は、可及的に療養の便宜を與えるようこれが具体化について努力中である。

右答弁する。